

官報

号外 昭和三十一年五月二日

○第二十四回 衆議院會議録第四十四号

昭和三十一年五月二日(水曜日)

議事日程 第四十一号

昭和三十一年五月二日

午後一時開議

第一 倉庫業法案(内閣提出)

第二 国防會議の構成等に関する法律案(内閣提出)

第三 電源開発促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 公共企業体職員等共済組合法案(参議院提出)

第五 郵便振替貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 身体障害者福祉法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 性病予防法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八 母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

●本日の會議に付した案件

日程第一 倉庫業法案(内閣提出)

日程第二 国防會議の構成等に関する法律案(内閣提出)

日程第三 電源開発促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 郵便振替貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 身体障害者福祉法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 性病予防法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第八 母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

罹災都市借地借家臨時処理法の一部を改正する法律案(法務委員長提出)

午後一時十八分開議

○議長(益谷秀次君) これより會議を開きます。

日程第一 倉庫業法案(内閣提出)

○議長(益谷秀次君) 日程第一、倉庫業法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。運輸委員会理事山本友一君。

倉庫業法案

倉庫業法

(目的)

第一条 この法律は、倉庫業の適正な運営及び倉庫証券の円滑な流通を確保することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「倉庫」とは、物品の滅失若しくは損傷を防止するための工作物又は物品の滅失若しくは損傷を防止するための工作を施した土地若しくは水面であつて、物品の保管の用に供するものをいう。

2 この法律で「倉庫業」とは、寄託を受けた物品の倉庫における保管(保護預り、一時預りその他の政

令で定めるものを除く。)を行つて營業をいう。

3 この法律で「倉庫証券」とは、預証券及び買入証券又は倉荷証券をいう。

(營業の許可)

第三条 倉庫業を営もうとする者は、運輸大臣の許可を受けなければならない。

(許可の申請)

第四条 前条の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。

一 倉庫の位置、構造及び設備

二 保管する物品の種類

三 その他運輸省令で定める事項

2 前項の申請書には、倉庫の図面その他運輸省令で定める書類を添附しなければならない。

(許可の基準)

第五条 運輸大臣は、第三条の許可の申請があつたときは、次の各号の一に該当する場合を除き、許可をしなければならない。

一 申請者が一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であるとき。

二 申請者が第三条の許可の取消を受け、その取消の日から二年を経過しない者であるとき。

三 申請者が法人である場合において、その役員が前二号の一に該当する者であるとき。

四 倉庫の位置、構造又は設備が保管する物品の種類に應じて運輸省令で定める基準に適合しないとき。

(料金)

第六条 第三条の許可を受けた者(以下「倉庫業者」という。)は、倉庫保管料、倉庫荷役料その他の營業に関する料金を定め、その実施前に、運輸大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 運輸大臣は、前項の料金が次の各号の一に該当すると認めるときは、当該倉庫業者に対し、期限を定めてその料金を変更すべきことを命ずることができる。

一 能率的な經營の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものをこえるものであるとき。

二 特定の荷主に対して不当な差別的取扱をするものであるとき。

三 他の倉庫業者との間に不当な競争をひき起すおそれがあるものであるとき。

第七条 倉庫業者は、收受した料金の割戻をしてはならない。

(倉庫寄託約款)

第八条 倉庫業者は、倉庫寄託約款を定め、その実施前に、運輸大臣

に届け出なければならぬ。これを変更しようとするときも同様とする。

2 運輸大臣は、前項の倉庫寄託約款が寄託者又は倉庫証券の所持人の正当な利益を害するおそれがあると認めるときは、当該倉庫業者に対し、期限を定めてその倉庫寄託約款を変更すべきことを命ずることができる。

(料金等の揭示)

第九條 倉庫業者は、料金及び倉庫寄託約款を営業所その他の事業所において利用者に見やすいように揭示しておかなければならない。

(差別的取扱の禁止)

第十條 倉庫業者は、特定の利用者に対して不当な差別的取扱をしてはならない。

(倉庫の位置等の変更)

第十一條 倉庫業者は、第四條第一項第一号又は第二号に掲げる事項を変更しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。ただし、倉庫の用途を廃止する場合その他運輸省令で定める場合は、この限りでない。

2 第五條第四号の規定は、前項の認可について準用する。

(倉庫の構造及び設備)

第十二條 倉庫業者は、営業に使用する倉庫をその構造及び設備が第五條第四号の基準に適合するよう維持しなければならない。

2 運輸大臣は、営業に使用する倉庫の構造又は設備が第五條第四号の基準に適合していないと認めるときは、当該倉庫業者に対し、期限を定めて当該倉庫を修理し、若しくは改造し、又は保管する物品の種類を変更すべきことを命ずることができる。

(倉庫証券の発行)

第十三條 倉庫証券は、運輸大臣の許可を受けた倉庫業者でなければ、発行してはならない。

2 運輸大臣は、前項の許可をしよとするとときは、次の基準によつてしなければならない。

一 当該業務を適確に遂行するために必要な経験又は能力を有すること。

二 当該業務を適確に遂行するに足る資力信用を有すること。

3 運輸大臣は、第一項の許可を受けようとする者が次の各号の一に該当するときは、その許可をしてはならない。

一 第一項の許可の取消を受け、その取消の日から二年を経過しない者であるとき。

二 法人である場合において、その役員が前号に該当する者であるとき。

(火災保険に付する義務)

第十四條 前条第一項の許可を受けた倉庫業者(以下「発券倉庫業者」といふ)は、倉庫証券を発行する場合においては、寄託者のために当該受寄物を火災保険に付さなければならない。ただし、受託者が反対の意思を表示した場合又は運輸省令で定める場合は、この限りでない。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)

第十五條 倉庫業者が他の倉庫業者とする集荷に関する事項を内容とする協定、契約又は共同行為(以下「協定等」といふ)については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定を適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いる場合は、この限りでない。

(協定等の届出)

第十六條 倉庫業者は、前条に規定する協定等をしよとするときは、あらかじめ運輸大臣に届け出なければならない。これを変更しよとするとときも同様とする。

(営業の譲渡及び譲受並びに法人の合併)

第十七條 倉庫業者(発券倉庫業者を除く)が当該倉庫業の全部又は一部を譲渡したときは、譲受人は、倉庫業者の地位を承継する。

2 倉庫業者(発券倉庫業者を除く)たる法人の合併があつたとき

は、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、倉庫業者の地位を承継する。

3 前二項の規定により倉庫業者の地位を承継した者は、その承継の日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

(相続)

第十八條 発券倉庫業者が当該倉庫業の全部又は一部を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡及び譲受について運輸大臣の認可を受けたときは、譲受人は、発券倉庫業者の地位を承継する。

2 発券倉庫業者たる法人の合併の場合(発券倉庫業者たる法人と発券倉庫業者でない法人が合併して発券倉庫業者たる法人が存続する場合を除く)において、当該合併

については運輸大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、発券倉庫業者の地位を承継する。

3 第五條並びに第十三條第二項及び第三項の規定は、前二項の認可について準用する。

(相続)

第十九條 倉庫業者が死亡したときは、その相続人は、被相続人たる倉庫業者の地位を承継する。この場合において、相続人は、その旨を被相続人の死亡を知つた日から

三十日以内に運輸大臣に届け出なければならない。

2 被相続人が発券倉庫業者である場合においては、前項の相続人が被相続人の死亡後六十日以内にその相続について運輸大臣の認可を申請しなければ、その期間の経過後は、第十三條第一項の許可は、その効力を失う。認可の申請に対し認可しない旨の処分があつた場合において、その旨の通知を受けた日以後についても同様とする。

3 第十三條第二項及び第三項の規定は、前項の認可について準用する。

(営業の廃止)

第二十條 倉庫業者は、その営業を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

(営業の停止及び許可の取消)

第二十一條 運輸大臣は、倉庫業者が次の各号の一に該当するときは、三月以内において期間を定めて営業の停止を命じ、又は第三条の許可を取り消すことができる。

一 この法律、この法律に基づく処分又は許可若しくは認可に附した条件に違反したとき。
二 第五條第一号又は第三号に該当することとなつたとき。
三 営業に関し不正な行為をしたとき。

(倉庫証券の発行の停止及び許可の取消)

第二十二條 運輸大臣は、発券倉庫業者が第十三条第三項第二号に該当することとなつたとき、又は前条第一号若しくは第三号に該当するときは、三月以内において期間を定めて倉庫証券の発行の停止を命じ、又は第十三条第一項の許可を取り消すことができる。

(許可等の条件)

第二十三條 許可又は認可には、条件を附し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、公共の利益を確保するため必要な最少限度のものに限り、かつ、当該倉庫業者に不当な義務を課することとならないものでなければならぬ。

(聴聞)

第二十四條 運輸大臣は、第六條第二項、第八條第二項、第十二條第二項、第二十一條又は第二十二條の規定による処分をしようとするときは、当該倉庫業者に対し、あらかじめ期日及び場所を指定して、聴聞をしなければならない。聴聞に際しては、当該倉庫業者に、意見を述べ、及び証拠を提出する機会が与えられなければならない。

(訴訟)

第二十五條 この法律の規定により行政官庁のした処分に不服のある

者は、訴訟をすることができる。(権限の委任)

第二十六條 この法律の規定により運輸大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、海運局長又は陸運局長に行わせることができる。

(報告及び検査)

第二十七條 運輸大臣は、第一條の目的を達成するために必要な限度において、倉庫業者に対して、その営業に関し報告をさせ、又はその職員に倉庫業者の営業所、倉庫その他の場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第二十八條 第三條の規定に違反して倉庫業を営んだ者は、十万円以下の罰金に処する。

第二十九條 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第六條第二項、第八條第二項又は第十二條第二項の規定による命令に違反した者

二 第十三條第一項の許可を受けずに倉庫証券を発行した者

三 第二十一條の規定による営業の停止の処分又は第二十二條の規定による倉庫証券の発行の停止の処分に違反した者

第三十條 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第六條第一項の規定による届出をしないで料金を收受した者

二 第八條第一項の規定による届出をしないで寄託の引受をした者

三 第十一條第一項の規定により認可を受けてしなければならない事項を認可を受けなかった者

四 第二十七條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第二十七條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第三十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の刑を科する。

第三十二條 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の過料に処する。

一 第九條の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者

二 第十六條の規定による届出をしないで第十五條に規定する協定等をした者

三 第十七條第三項、第十九條第一項後段又は第二十條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(倉庫業法の廃止)

第二條 倉庫業法(昭和十年法律第四十一号。以下「旧法」という)は、廃止する。

(経過規定)

第三條 この法律の施行の際に旧法第七條ノ二の規定による営業開始の届出をして倉庫業(附則第六條第一項に規定する倉庫業を除く。)を営んでいる者は、この法律の施行の日から二年間は、倉庫業者とみなす。その者がその期間内に第三條の許可を申請した場合において、その申請について許可をする旨又は許可をしない旨の通知を受けるまでの期間についても同様とする。

2 前項の規定により倉庫業者とみなされた者がこの法律の施行の際現に営業に使用している倉庫についての第十二條の規定の適用に関しては、この法律の施行の日から二年間は、同条中「第五條第四号の基準」とあるのは、「運輸省令で定める基準」とする。

第四條 この法律の施行前に旧法の規定によりした許可、届出その他の行為で、この法律中相当する規定があるものは、運輸省令で定めるところにより、この法律の規定によりしたものとみなす。

第五條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、旧法は、なおその効力を有する。

(適用の特例)

第六條 政令で定める特殊の保管方法を用いて営む倉庫業については、当分の間、第三條の規定を適用しない。

2 前項に規定する倉庫業を営む者は、営業の開始の日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をした者は、倉庫業者とみなす。

4 前項の規定により倉庫業者とみなされた者については、第十一條、第十五條、第十六條及び第二十一條の規定は、適用しない。

5 第三項の規定により倉庫業者とみなされた者についての第十二条及び第十八条第三項の規定の適用に關しては、第十二条中「第五条第四号の基準」とあるのは「運輸省令で定める基準」と、第十八条第三項中「第五条並びに第十三条第二項及び第三項」とあるのは第十三条第二項及び第三項」とする。

6 第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の過料に処する。

(水産業協同組合法の改正)

第七条 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第十二条第四項を次のように改める。

4 倉庫業法(昭和三十一年法律第 号)第六条第二項、第八条第二項、第十二条、第二十二條及び第二十七條の規定は、第一項の場合にこれを準用する。

この場合において、これらの規定中「運輸大臣」とあるのは「主務大臣」と、第十二条中「第五条第四号の基準」とあるのは「省令で定める基準」と読み替へるものとする。

第二百二十九条第一項中「倉庫業法第八條第一項を倉庫業法第二十七條第一項」に改める。

(中小企業等協同組合法の改正)

第八条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第九条の三第四項を次のように改める。

4 第一項の場合については、倉庫業法(昭和三十一年法律第 号)第六条第二項、第八条第二項、第十二条、第二十二條及び第二十七條(監督)の規定を準用する。この場合において、同法第十二条中「第五条第四号の基準」とあるのは、「運輸省令で定める基準」と読み替へるものとする。

第一百十四條第一項中「倉庫業法第八條第一項を倉庫業法第二十七條第一項」に改める。

(森林法の改正)

第九条 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第八十條第四項を次のように改める。

4 倉庫業法(昭和三十一年法律第 号)第六条第二項、第八条第二項、第十二条、第二十二條及び第二十七條(行政官庁の監督)の規定は、第一項の場合に準用する。この場合において、これらの規定中「運輸大臣」とあるのは「主務大臣」と、第十

二条中「第五条第四号の基準」とあるのは「省令で定める基準」と読み替へるものとする。

第二百一十一條中「倉庫業法第八條第一項を倉庫業法第二十七條第一項」に改める。

(水産業協同組合法等の改正に伴う経過規定)

第十条 改正前の水産業協同組合法第十二條第四項(第九十二條第一項、第九十六條第一項及び第一百條第一項において準用する場合を含む)、中小企業等協同組合法第九條の三第四項(第九條の三第三項において準用する場合を含む)及び森林法第八十條第四項(第一百五十九條第一項において準用する場合を含む)の規定において準用する旧法第八條第一項の規定に違反した行為に對す

る罰則の適用については、なお従前の例による。

倉庫業法案に対する修正案
倉庫業法案に対する修正
倉庫業法案の一部を次のように修正する。

第五条第四号を次のように改める。

四 倉庫の位置、構造又は設備が保管する物品の種類に應じて運輸省令で定める基準に適合しないときその他倉庫業の適確な遂行に支障があるとき。

附則第三條中「二年間」を「三年間」に改める。

〔山本友一君登壇〕

○山本友一君 ただいま議題となりました倉庫業法案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、本法案の趣旨を簡単に御説明をいたしますと、現行法は倉庫証券の発行の取締りをおもな目的とするものでありまして、倉庫業の一般的監督規制の面が完備しておりませんために、保管設備及び経営方法等について遺憾な点が少なくなく、倉庫業の機能を完全に發揮せしめる上におきまして多大な支障を來たしているのであります。よつて、かかる実情にかんがみま

して、倉庫業の健全なる発達をはかるがため、現行法を廢し、新たに本法案を制定いたしました。一般的監督規制の整備をしようとするものであります。

次に、本法案の内容のおもなる点を申し上げますと、まず第一点は、倉庫業を経営する場合には、従来は届出制でありましたが、これを一定の基準に基く許可制に改めまして、倉庫業の信用を維持するとともに、寄託者の利益を保護しようとするものであります。

次に、第二点は、倉庫の構造及び設備等を一定の基準に適合するよう維持すべき義務を課するのほか、料金、約款等について所要の規定を設けまして、事業経営の改善をはかろうとするものであります。

第三点は、倉庫証券の発行でありましたが、これは現行法通り許可制といたしまして、また発券受寄物を強制的に火災保険に付することといたしまして、倉庫証券の公信力の維持及びその円滑なる流通を確保いたそうとするものであります。

第四点は、倉庫業の特殊性にかんがみまして、集荷に關する協定等について独禁法の適用を除外し、また、営業を許可制に改めまして關係上、行政処分及び罰則等の規定を整備しようとするものであります。

最後に、既存業者に對する経過措置といたしまして、現行法により営業を

行なっている倉庫業者は、本法案施行の日から二年の猶予期間内に新法による営業許可を受けることを要するものといふやうとするのであります。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り決しました。(拍手)

右、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(益谷秀次君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り決しました。(拍手)

日程第二 国防会議の構成等に関する法律案(内閣提出)

○議長(益谷秀次君) 日程第二、国防会議の構成等に関する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。内閣委員長山本象吉君。

国防会議の構成等に関する法律案

国防会議の構成等に関する法律案

国防会議の構成等に関する法律案

国防会議の構成等に関する法律案

国防会議の構成等に関する法律案

国防会議の構成等に関する法律案

国防会議の構成等に関する法律案

国防会議の構成等に関する法律案

国防会議の構成等に関する法律案

国防会議の構成等に関する法律案

国防会議の構成等に関する法律案

国防会議の構成等に関する法律案

国防会議の構成等に関する法律案

国防会議の構成等に関する法律案

国防会議の構成等に関する法律案

国防会議の構成等に関する法律案

国防会議の構成等に関する法律案

国防会議の構成等に関する法律案

国防会議の構成等に関する法律案

国防会議の構成等に関する法律案

国防会議の構成等に関する法律案

国防会議の構成等に関する法律案

国防会議の構成等に関する法律案

国防会議の構成等に関する法律案

国防会議の構成等に関する法律案

(議員)
第四条 議員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 内閣法(昭和二十二年法律第五号)第九条の規定によりあらかじめ指定された國務大臣

二 外務大臣

三 大蔵大臣

四 防衛庁長官

五 経済企画庁長官

(服務)

第五条 議長及び議員は、非常勤とする。

2 議長及び議員並びに議長又は議員であつた者は、その職務に関して知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。

(関係國務大臣等の出席)

第六条 議長は、必要があると認めるときは、関係の國務大臣、統合幕僚会議議長その他の関係者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(議事)

第七条 国防会議の議事に関し必要な事項は、議長が会議の議を経て定める。

(国防会議の事務)

第八条 国防会議の事務は、総理府の国防会議事務局において処理する。

(主任の大臣)

第九条 国防会議に係る事項については、内閣法にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(委任規定)

第十条 この法律に定めるもののほか、国防会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十條中「南方連絡事務局」を「南方連絡事務局」に改める。

第十三條の次に次の一条を加える。

(国防会議事務局)

第十三條の二 国防会議事務局は、国防会議に関する事務を行う機関とする。

2 国防会議事務局の内部組織は、総理府令で定める。

(報告書は会議録追録に掲載)

(山本象吉君登壇)

○山本象吉君 ただいま議題となりました国防会議の構成等に関する法律案について、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知の通り、去る第十九回国会において成立いたしました防衛庁設置法の第四十二條は、内閣に国防会議を置くこととし、国防の基本方針、防衛計画の大綱、防衛計画に関連する産業等の調整計画の大綱、防衛出動の可否等について、内閣総理大臣は国防会議に諮問すべきものとし、また、国防会議は、国防に関する重要事項に関して、必要に応じ内閣総理大臣に対し意見を述べることができるものと規定いたしております。さらに、同法第四十三條は、国防会議の構成その他国防会議に關し必要な事項は別に法律で定めることとしたのであります。すなわち、本案は、以上申し上げましたような防衛庁設置法の規定に基いて提出されたものであります。

次に、本案のおもなる点について申し上げますと、国防会議は議長及び議員をもつて組織するものとし、議長は内閣総理大臣をもつて充て、議員は内閣法第九條の規定により指定された國務大臣、外務大臣、大蔵大臣、防衛庁長官及び経済企画庁長官をもつて充てることとしたのであります。なお、議長は、必要があると認めるときは、議員以外の國務大臣、統合幕僚会議議長その他の関係者を会議に出席させて意見を述べさせることができることとしたのであります。また、国防会議の事務は、総理府の付随機関として設置する国防会議事務局で行うこととした

ております。以上が本案の要旨であります。

本法律案は、去る三月一日に提出され、翌二日に本會議において質疑を行なった後、同日内閣委員会に付託され、同五日に政府より提案理由の説明を聴取し、四月四日から同二十六日まで、鳩山内閣総理大臣、船田防衛庁長官、一萬田大蔵大臣、重光外務大臣等との間に熱心な質疑応答が行われたのであります。

そのおもなるもの二、三について申し上げますと、およそ次の通りであります。

まず、政治優先の原則を貫くためには、国防會議は独自の判断を下す情報、資料が必要となるのであるが、法案においては防衛庁の意見に従う結果になるのではないかと、さらに、政治優先の有力な機能を有すべき国防會議事務局が十五名程度の専任職員及び微弱な権能では、事務上防衛庁の意見に従う結果となり、政治優先の原則はくずれるのではないかと、質疑に対し、現憲法下における政府は、議院内閣制のもとに成立し、国会の監督下に置かれ、さらに現在の防衛庁の機構はすべて政治優先の建前で組織されており、国防會議は常に政治優先の原則に基いて運営するつもりであるので、決して過去のような軍閥の生ずる懸念はないと確信する、情報等については、広く各関係機関、特に総理府調査室の資料

等をも利用するようにし、防衛庁だけの一方的資料に偏するものではない旨の答弁がなされ、また、国防會議事務局の専任職員は十五名であるが、そのほか各省からの兼務職員をもつて充てることにしているとの、国防會議は防衛庁だけの意見に従う結果になるような心配は毛頭ない旨の答弁がなされたのであります。

現在の内閣総理大臣の強大な権能を抑制し、その独断専行を阻止すること、並びに、政府の交代による防衛政策の急激な変更を来さないために、去る第二十二回国会における法案には、民間議員を国防會議の構成員に含めていたのであるが、今回の法案において民間議員を排除した理由及びその欠陥をいかにして補つていくつもりであるかとの質疑に対しては、いわゆる民間議員を除いた理由は、去る第二十二回国会において衆議院が民間議員削除の修正をなされたので、その院議を尊重したものであり、また、法案の第六条の規定を活用し、民間人を国防會議に出席させて広く意見を聴取することができると、民間議員を除いても実質上何らの支障はない旨の答弁がなされたのであります。

また、国策決定の上において、閣議以外の国防會議において防衛問題が取り上げられることは、防衛費が民生費に優先して決定される結果になるのではないかと、質疑に対しては、政府

は、自衛力の増強については常に国力に相応する必要最小限の自衛隊を配置することを基本としており、現在においては国民所得の二割強を防衛費に充てる予定をしておるので、この程度においては決して国民生活を圧迫することはないものと確信する旨の答弁がなされたのであります。

その他、長期防衛計画と総合経済五年計画との関係、防衛力増強と米駐留軍撤退並びに日米安全保障条約改訂との関係等、各般の問題にわたつて質疑応答が行われたのであります。その詳細については何とぞ會議録によつて御承知をお願い申し上げます。

四月二十六日質疑を打ち切り、同二十七日討論に入りましたところ、日本社会党を代表して石橋委員が反対の意見、自由民主党を代表して横井委員が賛成の意見をそれぞれ述べられ、採決の結果、多数をもって原案の通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(益谷秀次君) 討論の通告があります。順次これを許します。石橋政嗣君。

〔石橋政嗣君登壇〕
○石橋政嗣君 私、日本社会党を代表いたしましたして、ただいま議題となりました国防會議の構成等に関する法律案に反対の意見を述べんとするものであります。(拍手)

反対する理由の第一として、私は、この法案の持つ違憲性を指摘いたしましたのであります。御承知の通り、現行憲法は、国民主権、基本的人権の尊重とともに、ほとんど世界にその例を見ない絶対平和の大原則をその生命としたしております。(拍手)そして、この精神は憲法全文を通じて脈々と流れ貫いていのであります。これこそ幾百万の同胞の血であがなわれた日本の宝であり、戦争と軍備の放棄を高らかにうたいあげた憲法第九条こそ、再びあやまちを繰り返しませんと誓つた国民の声であつたはずであります。

(拍手)しかるに、自衛隊はすでに名実ともに軍隊へと成長し、その数も約二十万という膨大な数に達し、憲法の精神が完全にじゅうりんされている現在、さらに国防會議の設置が企てられるという事は、戦争への道のりを大きく縮める結果になるのではないかと懸念するものであります。(拍手)われわれがどうしてこれを見のがすことができるのでありましょ。永遠の平和を希求する国民の名において、憲法違反の大罪をさらに重ねんとするかかる法案に断固反対するゆえんであります。

(拍手)
次に、一步譲つて、本法案の内容を検討すれば、ここに示された国防會議なるものを持つて、一つの本質を見きわめなければならぬと思ふのであります。それは、かりに名づけるとすれば

は隷属性と呼ばれるべきものであります。(拍手)これまた、御承知の通り、本法案は、さきの第二十二特別国会においても、防衛支出金の削減交渉の際に行なつたアメリカへの約束を果す意味において提案されたのであります。そして、皮肉にも、アメリカ製オネス・ジョンによつて爆砕され、杉原前防衛庁長官を自決せしめたという、いわくつきのものであります。(拍手)このよりの過去の経緯に象徴されるように、本法案はアメリカ抜きでは考えられない隷属性を備えているのであります。それは、現在の再軍備政策がアメリカの要請によつて出発し、援助によつて促進されている当然の運命でもあります。国防會議は、国防の基本方針を決定し、防衛計画の大綱を策定するといひます。これらは確かに一國にとつての重大事であり、果してこのよりの重大なことをわが国の政府が自主的に決定し得るものでありましょか。

船田防衛庁長官は、現在の国防の基本方針は、国力、国情に相応する最小限度の自衛体制を整備して米軍の撤退を期すること、それまでは日米共同の防衛体制をとることに申しました。ところが、一步進めて、最小限度の体制が確立して米軍が撤退するのはいつかと問えば、それは日本だけではきめかねるといふのであります。駐留軍は日本の要請によつて来ているはず

は、

でありませんが、向うさんの意向を聞かねば撤退の時期もわからないというの
は、一体どういうことでありましょ
う。(拍手)保守党政権の続く限り、米
海空軍、特に空軍の撤退の時期が九十
九九年後であることは当然であるかも
しませんが、他国の指示あるいは承
認を待たなければ決定し得ない国防方
針は、決して国防の名に値するもので
はないのであります。(拍手)もし、しい
て国防の名を冠しようというならば、
それこそアメリカの国防と呼ばるべ
きものであります。(拍手)

防衛計画についても同様でありま
す。鳩山内閣は、かねがね長期防衛計
画策定の必要ありと主張していたので
ありますが、現在、防衛庁の六カ年計
画策定なるものを持ってあります。こ
れは、昨年八月重光外務大臣渡米の際
に携行され、外相の口から米国側に説
明されているにもかかわらず、国会を
通じて日本国民に発表されたものは、
最終年度、昭和三十五年における地
上兵力と艦艇及び航空機の総数にすぎ
ません。その内訳はもちろん、年次計
画は全く秘匿されているのでありま
す。それはなぜか。アメリカの最終的
な承認と確約を得られないからであ
ります。この計画に盛り込まれている
大半はアメリカの供与に依存している
のであります。一例をあげますと、防
衛庁は、対潜哨戒機といたしまして、最
終年度において九十六機、昨年度にお

いて二十四機の供与を期待して計画を
作成しております。ところが、年度
内に入ったものはわずかに二機であつ
たため、あわてふためいて計画繰り直
しの声が最近高まったことは、船田長
官の答弁でも明らかとなつた事実であ
ります。(拍手)これはほんの一例でご
さいますが、一カ年の計画すらかくの
ごとし、まして六カ年などという長期
計画を作ることがどうして可能であ
りましょう。策定を可能であるというな
らば、それは、計画にあらざるで、単
なる目標にすぎないと言るのであり
ます。

最近、MSA援助の方式は、現物給
与の形から自給体制確立のための援助
に切りかえられるであろうともいわれ
ております。もしこれが具体化され
ば、さらに大きく計画がぐずれ去るこ
とは、あまりにも明らかであります。
ともあれ、今や日本の自衛隊がアメ
リカの傭兵たること、日本の防衛に関
するすべての機構、訓練、計画等がア
メリカの掌中にあることは、与党議員と
いへども、客観的にものを見る目と良
心を持つ限り、認めざるを得ない、冷
徹なる事実であります。(拍手)政府
は、この事実を機りかたりとも国民の
目から隠蔽せんがため、すなわち、い
かにも国防会議なる日本の機関によつ
てすべてが審議され決定されているか
のごとく装わんがために、この国防会
議を設置しようとしてゐると思はる

を得ないのであります。(拍手)われわ
れは、このような自主性のない国防会
議の設置を絶対に認めません。これが
本法案に反対する第二の理由でありま
す。(拍手)

第三に、適憲性をたな上げして、さ
らに検討を加へるとき、われわれは本
法案のすさんだから目をそむけるわけ
にはいかなないのであります。少くとも、
国防会議を設置するからには、権力集
中の排除と政治優先の大原則が根底と
ならなければ意味をなさないと思いま
す。(拍手)そして、この大原則を生か
すためには、会議の構成をどうする
か、いかに強力な事務局を作るかとい
うことに慎重な配慮が示されておらな
ければならぬと思つております。
構成と事務局こそ本法案の二大支柱な
のであります。政府もまたこれを知つ
ておつたればこそ、二十二特別国会に
おいては、民間人五名以内を国防会議
の議員に含める案を提出したはずで
あつたのであります。しかるに、今回
の案からは民間人が除かれてゐる。こ
れは一体何と云ふことでありましょ
う。同じ鳩山内閣のもとにあつて、一
度は民間人を含め、今回はこれを除
く。何という無定見さでありましょ
う。(拍手)民間人を入れたり出した
り、その無定見さ、信念のなさ、あ
まりにも鳩山総理の性格そのままに過
ぎるのであります。(拍手)もし原案の
ごとく閣僚のみで国防会議を構成する

とするならば、それは単なる防衛官僚
懇談会を一步も出ないことは明らかで
あります。総理大臣の諮問機関である
国防会議の議長が、これまた総理大臣
であるというがごとき矛盾を矛盾と感
じないほど、われわれの頭はしびれて
おらないのであります。(拍手)かかる
国防会議が結局無意味なものに終るこ
とは、その事務局の規模を見ても明ら
かであります。人員わずか十五名、
このような陣容で、お茶くみ以外の一
休何が出来るでございませう。これぞ
は、国防会議自体において制服の説明
を反論し、あるいはこれを補佐し、修
正する実際の資料を作成することは不
可能となり、かくては政治優先の一大
鉄則に再び大きなひびの入ることは、
火を見るよりも明らかなのでありま
す。(拍手)

総理は、二十二国会における衆議院
の議決を尊重して民間人を除いたと申
します。しかし、それは責任を回避す
る言葉にすぎないのであります。当時
は、自由党は野党であり、強硬に民間
人を除くことを主張いたしておりまし
た。そのため、国防会議の法案を成立
させるために民間人を除くことが必要
であつたかもしれません。しかしなが
ら、現在は、自由党の人たちも、保守
合同によつて鳩山総裁の統制のもとに
あるのであります。民間人を入れるこ
とが正しいと思ふならば、国家百年の
大計を誤まりなからしめんがために、

なぜ最後まで説得の努力をなさない
のであります。か。(拍手)そのため法案
の成立が若干おくれても、国のために
別に差しつかへはないはずであります。
それを行わず、ただ党内事情のみに頭
をめぐらし、かかる無定見の法案を提
出するとは、全く驚き入つたこととい
わざるを得ないのであります。(拍手)

もし、われわれがかかる法案の通過を
許すならば、さきに本院において不法
の成立を見た教育二法、及び小選挙区
法と相待つて、日本のファッショ化、
軍国主義化はさらに大きく前進するで
あります。憲法改正の野望とともに
に、われわれが絶対に容認できないゆ
えんであります。(拍手)

かつての暗黒時代の再現を阻止する
ために、再び祖国を滅亡に追いやるこ
とを阻止し、国の安全と国民の生活を
守るために、本法案に絶対反対を主張
するものであります。議員各位の御賛
同を切にお願いいたしまして、私の反
対討論を終ります。(拍手)

○議長(益谷秀次君) 横井太郎君。
〔横井太郎君登壇〕
○横井太郎君 私は、自由民主党を代
表して、ただいま議題となりました国防
会議の構成等に関する法律案に対し
まして賛成の討論をいたさんとするも
のでございませう。(拍手)

およそわが国の防衛はわが国自体の
手によつて行ふことが防衛本然の姿で
あると信ずるものでございませう。しか

○議長(益谷秀次君) 横井太郎君。
〔横井太郎君登壇〕
○横井太郎君 私は、自由民主党を代
表して、ただいま議題となりました国防
会議の構成等に関する法律案に対し
まして賛成の討論をいたさんとするも
のでございませう。(拍手)

およそわが国の防衛はわが国自体の
手によつて行ふことが防衛本然の姿で
あると信ずるものでございませう。しか

○議長(益谷秀次君) 横井太郎君。
〔横井太郎君登壇〕
○横井太郎君 私は、自由民主党を代
表して、ただいま議題となりました国防
会議の構成等に関する法律案に対し
まして賛成の討論をいたさんとするも
のでございませう。(拍手)

およそわが国の防衛はわが国自体の
手によつて行ふことが防衛本然の姿で
あると信ずるものでございませう。しか

○議長(益谷秀次君) 横井太郎君。
〔横井太郎君登壇〕
○横井太郎君 私は、自由民主党を代
表して、ただいま議題となりました国防
会議の構成等に関する法律案に対し
まして賛成の討論をいたさんとするも
のでございませう。(拍手)

およそわが国の防衛はわが国自体の
手によつて行ふことが防衛本然の姿で
あると信ずるものでございませう。しか

るにかかわらず、わが国は不幸にいたしまして戦いに敗れまして、その結果、いわゆる安保条約と行政協定によりまして、遺憾ながらアメリカの援助を受けなければならぬことは、国民ひとしく認めるところでございます。(拍手)

(拍手)されば、私どもは、アメリカ駐留軍の一日も早く撤退することを念願いたすと同時に、特に強調いたしたい点は、憲法の前文にもござりまする通りに、わが国の安全と生存とを保持し、国際社会において名譽ある地位を確保せんがためには、わが国の国力と国情の許す限り、自主防衛の体制をどうりしても固めなければならぬと信ずるものでござりまする。(拍手)ゆえに、私どもは、これがために、国防の基本法であるところのこの国防會議法をすみやかに成立いたさせたいと存ずるものでござりまする。そして、あの防衛庁設置法並びに自衛隊法とともに、わが国の防衛体制の裏づけとなる法律として十分なる機能を發揮いたさせたいと存ずるものでござりまする。要するに、本法は、かように重要な法案でござりまする。せつかく昨年本院を通過いたしました参議院に参りましたところ、御存じの通り犠牲と相なりましたことは、(発言する者多し)返す返すも残念しくござりまする。(拍手)よって、今回は、何といたしましても本法案の通過をこいねがうものでござりまする。

次に申し上げたい点は、本国防會議法の制定は法規の命するところでございます。すなわち、本法の制定によりまして国防會議に付議されるべき案件は、国防の基本方針、防衛大綱、防衛出動の可否等々、きわめて重要な事項ばかりでございます。しこうして、本法案は、防衛庁設置法第四十二条並びに第四十三条において当然に規定されなければならぬと明記いたされているのでござりまする。(拍手)すなわち、本法案の制定は、法規の命するところ、何人もこれを否定することのできない峻然たる事実であるのであります。(拍手)それにもかかわらず、社会党はこれに反対せられるのであります。これこそまさに法令無視の態度であるといわなければなりません。(拍手)いやしくも、防衛庁設置法は、民主主義のルールにのっとって本国会を通過いたしましたところの法律であります以上は、国民ひとしくこれを守らなければならぬことは理の当然でござりまする。社会党のごとく、みずから作った法律をみずからの手においてじゅうりんとせんとするときは(発言する者多し)国会の自殺行為であつて、断じて許さるべきではないと存ずるものであります。(拍手)いわんや、社会党の諸君は、口を開けば順法々々とおっしゃるのである。順法闘争をこの国会にまで持ち込まれるほど順法精神きわめて旺盛なる方々でござりまする。その社会党

が、この法案に関する限り反対されるのは、全く矛盾撞着これよりはなはだしいものはない。(拍手)

次に、国防會議に對しまする反対論がござりますが、その反対論について考えてみたいと思ひます。

その第一は、軍縮問題が今や国連で問題になつておる際に、国防會議などは時代逆行ではないかとの説についてであります。ちよりと昨年七月でござりますが、本案がこの国会で審議いたされたときに、反対討論に立たれました社会党の代表者が申されました。今や、ジュネーブにおいては、世界の四大国の巨頭が集まつて、まさに世界の緊張は緩和いたさんとするときはある……

[発言する者多し]

○議長(益谷秀次君) 静肅に願います。

○横井太郎君(純) この際において国防會議は時代逆行であるとの説を唱えられたのであります。しかしながら、その後の状態はいかがでござりまする。引き続いて昨年行われましたところの四国外相會議におきましては、再び形勢は逆転いたしまして、世界の緊張は緩和されるところか、世界の冷戦は一そり深刻の度を加えて参りましたことは、諸君すでに御案内の通りでござりまする。それにもかかわらず、社会党が今日軍縮論議をもつてこの制定を否定いたされるのは、まさにいわれな

きことであると考へるのでござりまする。

元來、今日唱えられておる軍縮會議なるものは、もちろん大量の軍備をしないで整理いたすということも一つでござりませうが、各国の力のバランスをとつて、その力のバランスによつて世界の平和を來たさんとするものでござりまする。(拍手)ごらんなき。アメリカが国連安保理事會において今回提案いたしております陸上軍は、米ソのおの二百五十万でござりまする。これに對しまするソビエトの提案は、米ソのおの百五十万でござりまする。百五十万といひ、二百五十万といひ、その数は違ひますけれども、米対ソの関係は力の均衡を保つことを離弁に物語つておるのであります。この数字に比較いたしますならば、わが国の自衛隊の十五万のごときものは全く弱小でござりまする。お話にならぬ数字でござりまする。しかしながら、わが国はわが国なりの自衛隊を持つて力のバランスをとつていこうというのがわが党の考へでござりまして、かくてこそ、わが国の独立は保持せられ、世界の安全と平和に寄与するゆえんであると考へるのであります。(拍手)かく考へますと、わが国の防衛体制の強化、国防會議の設置法のごときものは、断じて時代逆行ではなくして、むしろ時代に沿うものであると考へるのであります。(拍手)

次に申し上げたいことは、憲法第九条の問題でござりまする。私どもの解釈をもつていたしますれば、憲法第九条は、國際紛争を解決する手段としての軍備は憲法違反でござりませう。しかしながら、いやしくも獨立国である以上は、自衛のための最小限の軍備を持つことは断じて違憲ではないのである。(拍手)これは決して私どもだけではないでござりませぬ。平和憲法擁護派の學者、前東大総長の南原繁氏も、かように申しておるのでござりまする。すなわち、同氏は、昭和二十一年の八月、時の貴族院において次のごとく述べておるのであります。政治は足が地を離れてはだめだ、平和はいいけれども、人類の歴史始まつて以來戦争のないといふことはないのだ、いやしくも獨立国である以上は、自衛のための軍備を持つといふことは当然であつて、それまで放棄すべき義務はないと思ふ、もしこれを放棄するならば、獨立國の価値はないではないか、こゝろいふうちに憲法擁護派の學者である南原さんが言つておるではないか。(拍手)

[発言する者多し]

○議長(益谷秀次君) 静肅に願います。

○横井太郎君(純) いずれにいたしましても、自衛隊の存するところ、自衛の手段である自衛隊を持つことは当然でありまして、その自衛隊の運営、行動等を基本的に規律いたしまする国防

會議構成法が制定したされることもまた当然であるといわなければなりません。

最後に申し上げたいことは、社会党の防衛政策と国防會議の点でございます。社会党は、現在の再軍備には反対する、従って、当面自衛隊の拡大阻止と漸減をはかると、こう書いてあるのでございます。ゆえに、この観点からか知りませんが、社会党は、昨年今年も予算の編成がえをやって、年がら年じゅう、例によって例のごとく防衛関係費を削減したされておることとは、皆さん御記憶の通りでございます。これは一見社会党が政策に忠実であるように見えますけれども、よく考えてみますると、かくのごとく大幅なる防衛費の削減というものは、ひつきよりするに、自衛隊員や防衛産業労働者諸君の首切り以外の何ものでもないじゃないか。(拍手)元来、社会党は、いかなる場合でも労働者諸君の首切りには絶対反対をいたされるものであります。この反対はたされる社会党の諸君が、みずからの手によって大量の失業者を作られることは、まさに政策の破綻であります。(拍手)

さらに一言申し上げたいと存じます。すなわち、この防衛大綱の次にはこういつておられます。終局的には世界軍縮実現後の國連警察部隊を支持すると、こう書いておられます。すなわち、これを読んでみますと、現在の

自衛隊には反対だが、将来は必ずしもそうではなさそうに書いておられるのであります。(拍手)果してしかりとするならば、一体、今日自衛隊をどうにか作りなおして、またいつのときにかお作りになるのをごいませしよ、これは、さいの川原じゃあるまいし、石を積んだりこわしたり、これこそまさに國費の乱費であるといわなければなりません。(拍手)

要するに、社会党が昨年の十一月統一されたときにおいて、かような、あまいもこたる政策をとられましたのは……。

〔発言する者多し〕
○議長(益谷秀次君) 静肅に願います。
○横井太郎君(總) 諸君の間には再軍備論者あり、あるいは反対論者あり、それを一つにまとめて、そして一つの政策を作り上げられましたので、かようなつじつまの合わない雄炊防衛政策ができたのだ、かように考えるのであります。かような不合理なる論拠から、防衛政策から、この国防會議法案に反対せられるのは、まことにいわれなき議論であるといわなければなりません。(拍手)かように考えますとき、私は、本法案に対して反対するものがむしろ当然である、かように申し上げて私の討論を終ります。(拍手)

〔発言する者多し、議場騒然〕

○議長(益谷秀次君) ただいまの横井君の発言中、もし不適當の言辭があれば、速記録を取り調べの上、適當の処置をとることといたします。
〔反対するものが当然か〕と呼び、その他発言する者多し
○議長(益谷秀次君) 静肅に願います。
横井君から訂正の申し出がありますから、これを許します。横井太郎君。
〔発言する者多し〕
○議長(益谷秀次君) 静肅に。
〔横井太郎君尋壇〕
○横井太郎君 先ほどの言葉を訂正いたします。
私は本法案に対して賛成でございます。
○議長(益谷秀次君) これにて討論は終局いたしました。
本案につき採決いたします。この採決は記名投票をもつて行います。本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は背票を持参せられんことを望みます。閉壇。
氏名点呼を命じます。
〔参事氏名を点呼〕
〔各員投票〕
○議長(益谷秀次君) 投票漏れはありませんか。――投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開匣。開鎖。
投票を計算いたさせます。
〔参事投票を計算〕

○議長(益谷秀次君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。
〔事務総長朗読〕
投票総数 三百六十八
可とする者(白票) 二百二十四
〔拍手〕
否とする者(背票) 百四十四
〔拍手〕

○議長(益谷秀次君) 右の結果、国防會議の構成等に関する法律案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

本案を委員長報告の通り決するを可とする議員の氏名
阿左美廣治君 相川 勝六君
逢澤 寛君 愛知 揆一君
青木 正君 赤城 宗徳君
赤澤 正道君 秋田 大助君
芦田 均君 荒船清十郎君
有田 喜一君 有馬 英治君
安藤 覺君 五十嵐吉蔵君
井出 太郎君 伊東 岩男君
伊東 隆治君 伊藤 輝一君
池田 清志君 池田 勇人君
石井光次郎君 石坂 繁君
石田 博英君 石橋 湛山君
稲葉 修君 今井 耕君
今松 治郎君 宇田 耕一君
宇都宮徳馬君 植木茂子郎君
植村 武一君 白井 莊一君
内田 常雄君 内海 安吉君
江崎 眞澄君 遠藤 三郎君
小笠 公昭君 小笠原三九郎君

小笠原八十美君 小川 半次君
小澤佐重喜君 大久保留次郎君
大倉 三郎君 大島 秀一君
大高 康君 大坪 保雄君
大橋 忠一君 大平 正芳君
大村 清一君 大森 玉木君
岡崎 英城君 荻野 豊平君
加藤 精三君 加藤 高藏君
加藤常太郎君 加藤 彦吉君
神田 博君 龜山 孝一君
唐澤 俊樹君 川崎末五郎君
川崎 秀二君 川島正次郎君
川野 芳滿君 菅 太郎君
菅野和太郎君 木崎 茂男君
菊池 義郎君 岸 信介君
北 吟吉君 北澤 直吉君
北村徳太郎君 吉川 久衛君
清瀬 一郎君 楠美 省吾君
龍谷 憲一君 小泉 純也君
小枝 一雄君 小金 義照君
小島 敏三君 小平 久雄君
小西 寅松君 小林 郁君
小林 錦君 小山 長規君
河野 金昇君 河本 敏夫君
額 彌三君 佐々木秀世君
齋藤 憲三君 坂田 道太君
櫻内 義雄君 笹本 一雄君
笹山茂太郎君 椎熊 三郎君
椎名悦三郎君 椎名 隆君
重政 誠之君 篠田 弘作君
島村 一郎君 首藤 新八君
白濱 仁吉君 須藤彌吉郎君
杉浦 武雄君 鈴木 直人君

昭和三十一年五月二日 衆議院會議録第四十四号 国防會議の構成等に関する法律案

昭和三十一年五月二日、衆議院會議録第十四号 電源開発促進法の一部を改正する法律案

薄田 美朝君	砂田 重政君
世耕 弘一君	瀬戸山三男君
関谷 勝利君	藤田 直君
田中伊三次君	田中 龍夫君
田中 久雄君	田中 正巳君
田村 元君	高岡 大輔君
高木 松吉君	高橋 禎一君
高橋 等君	竹内 俊吉君
竹尾 弑君	竹山祐太郎君
千葉 三郎君	塚田十一郎君
塚原 俊郎君	辻 政信君
網島 正興君	戸塚九一郎君
渡辺元三郎君	徳田與吉郎君
徳安 實藏君	床次 徳二君
中垣 國男君	中川 俊思君
中嶋 太郎君	中會根康弘君
中村 梅吉君	中村 寅太君
中村庸一郎君	中山 榮一君
中山 マサ君	仲川房次郎君
永田 亮一君	永山 忠則君
瀧尾 弘吉君	夏堀源三郎君
並木 芳雄君	南條 徳男君
二階堂 進君	丹羽 兵助君
根本龍太郎君	野田 卯一君
野田 武夫君	野依 秀市君
馬場 元治君	橋本登美三郎君
長谷川四郎君	鳩山 一郎君
濱地 文平君	濱野 清吉君
早川 崇君	林 唯義君
林 博君	原 捨思君
平塚常次郎君	平野 三郎君
廣川 弘禪君	福井 順一君
福井 盛太君	福田 越夫君

福永 一臣君	福永 健司君
藤枝 泉介君	藤本 捨助君
淵上房太郎君	船田 中君
古川 丈吉君	古島 義英君
保利 茂君	保科善四郎君
坊 秀男君	星島 二郎君
本名 武君	眞崎 勝次君
前尾繁三郎君	前田 正男君
牧野 良三君	町村 金五君
松浦 東介君	松岡 松平君
松澤 雄藏君	松田 鐵藏君
松永 東君	松野 頼三君
松本 俊一君	松本 潤藏君
松山 義雄君	三浦 一雄君
三木 武夫君	三田村武夫君
水田三喜男君	宮澤 胤勇君
村上 勇君	栗山 博君
森 清君	森下 國雄君
森山 欽司君	八木 一郎君
山口 好一君	山下 春江君
山手 滿男君	山中 貞則君
山村新治郎君	山本 勝市君
山本 象吉君	山本 正一君
山本 猛夫君	山本 利壽君
山本 友一君	横井 太郎君
横川 重次君	吉田 重延君
米田 吉盛君	早稲田柳右門君
否とする議員の氏名	
阿部 五郎君	青野 武一君
赤路 友藏君	赤松 勇君
西ヶ久保重光君	足鹿 覺君
飛鳥田一雄君	有馬 輝武君
淡谷 悠藏君	井岡 大治君

井谷 正吉君	井手 以誠君
井上 良二君	井堀 繁雄君
伊瀬幸太郎君	伊藤卯四郎君
伊藤 好道君	猪俣 浩三君
池田 禎治君	石田 宥全君
石橋 政嗣君	石村 英雄君
石山 權作君	稻富 稜人君
稻村 隆一君	今澄 勇君
今村 等君	受田 新吉君
小川 豊明君	大西 正道君
大矢 省三君	岡 良一君
加賀田 進君	加藤 清二君
風見 章君	春日 一幸君
片島 港君	片山 哲君
勝間田清一君	上林與市郎君
神近 市子君	神田 大作君
川俣 清音君	河上文太郎君
河野 正君	大原津與志君
菊地襄之輔君	北山 愛郎君
久保田鶴松君	栗原 俊夫君
小平 忠君	小牧 次生君
小松 幹君	五島 虎雄君
河野 密君	佐々木更三君
佐々木良作君	佐竹 新市君
佐竹 晴記君	坂本 泰良君
櫻井 奎夫君	志村 茂治君
島上善五郎君	杉山元治郎君
鈴木茂三郎君	鈴木 義男君
田中幾三郎君	田中織之進君
田中 武夫君	田中 利勝君
田中 稔男君	田原 春次君
田万 廣文君	多賀谷眞慈君
高津 正道君	滝井 義高君

竹谷源太郎君	橋 兼次郎君
辻原 弘市君	戸叶 里子君
堂森 芳夫君	中井徳次郎君
中居英太郎君	中村 高一君
中村 時雄君	中村 英男君
成田 知巳君	西尾 末廣君
西村 榮一君	西村 彰一君
西村 力弥君	野原 覺君
芳賀 貢君	長谷川 保君
原 茂君	原 彰君
日野 吉夫君	平岡忠次郎君
平田 ヒデ君	福田 昌子君
古屋 貞雄君	帆足 計治
穂積 七郎君	細迫 兼光君
細田 綱吉君	前田榮之助君
正木 清君	松井 政吉君
松尾トシ子君	松岡 駒吉君
松平 忠久君	松原喜之次君
松前 重義君	松本 七郎君
三鋼 義三君	三輪 壽壯君
水谷長三郎君	武藤運十郎君
門司 亮君	森 三樹二君
森島 守人君	森本 靖君
八百板 正君	八木 一男君
八木 昇君	安平 鹿一君
柳田 秀一君	山口シツエ君
山口丈太郎君	山崎 始男君
山下 榮二君	山田 長司君
山花 秀雄君	山本 幸一君
横鏡 重吉君	横路 節雄君
横山 利秋君	吉田 賢一君
和田 博雄君	渡邊 惣藏君

石野 久男君 小山 亮君
志賀 義雄君 中原 健次君

日程第二 電源開発促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)
を改正する法律案(内閣提出)

○議長(金谷秀次君) 日程第三、電源開発促進法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。商工委員会理事小笠公昭君。

電源開発促進法の一部を改正する法律案
電源開発促進法の一部を改正する法律案

電源開発促進法(昭和二十七年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第六条の見出し中「負担」を「負担等」に改め、同条第一項中「又は道路に關して国又は」を「若しくは道路に關して国若しくは」に、「委託する」を「委託し、又は電源開発等を行つ者から、当該電源開発等の委託を受ける」に改め、同条第二項中「委託する場合における公共事業の施行のため必要な」を「委託し、又は委託を受ける場合における」に改める。

第六条の次に次の一条を加える。

(電源開発に伴う増加利益の調整)
第六条の二 電気事業者又は電源開発株式会社(以下「電気事業者等」といふ)は、他の電気事業者等のダム、水路若しくは貯水池又はこれらの附属設備(以下「ダム等」とい

る。設置又は改良に関する工事であつて政令で定めるものにより著しく利益を受けるときは、その設置又は改良に関する工事の費用の一部を負担しなければならぬ。

2 前項の規定により負担すべき額は、その受ける利益の額のそのダム等の設置又は改良に関する工事により電気事業者等について生ずる利益の総額に対する割合に依り、当事者間の協議により定める。但し、その受ける利益の額を限度とする。

3 前項に規定するもののほか、第一項の規定による負担に関し必要な事項は、当事者間の協議により定める。

4 第一項の政令は、総合的に発電水力の有効利用を図る必要があると認められる河川又は湖沼におけるダム等の設置又は改良に関する工事であつて、そのダム等の設置又は改良のほか、当該河川又は湖沼に設置され又は設置されるべき他の発電施設の効用の増加を目的とするものについて定めるものとする。

第十三条第二項及び第十五条第五項中「主務官庁」を「通商産業大臣」に改める。

第十八条中「二人」を「二人以内」に改める。

第二十二條及び第二十三條第二項から第四項までの規定中「主務官庁」を「通商産業大臣」に改める。

第二十七條の見出し中「外貨」を削り、同条中「会社」の下に「発行する社債に係る債務及び」を加える。

第二十九條から第三十三條まで及び第三十五條第一項中「主務官庁」を「通商産業大臣」に改める。

第三十五條の次に次の一條を加える。

(大蔵大臣に対する協議)
第三十五條の二 通商産業大臣は、第十五條第五項、第二十三條第二項、第三十條、第三十一條、第三十二條(定款の変更の決議に係るものを除く)又は第三十三條の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔報告書は会議録に掲載〕

〔小笠公韶君登壇〕

○小笠公韶君 たいだいま議題となりました電源開発促進法の一部を改正する法律案について、商工委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知の通り、電源開発促進法は、電源の開発をすみやかに遂行し、電気の供給を確保し、もつてわが国産業の

振興及び発展に寄与せしめる目的のため昭和二十七年制定公布されまして以来、逐年電源開発は進捗を見ています。本年も、本法実施の経験にかんがみまして、その運用を一そう円滑ならしめるため、若干の改正が必要となつたのであります。

次に、本法案の要点について申し上げます。第一点は、電気事業者が行う電源開発によつて増加利益を受ける他の電気事業者は、その受けた利益の限度において、当該開発工事費用の一部を負担しなければならぬこととし、この費用の負担方法は当事者間の協議によつて定めることとしたのであります。第二点は、現行法において、国または公共団体が電源開発を行う者に対し、公共事業の施行を委託することができると規定されておりましたが、このほか、電源開発を行う者は、国または地方公共団体に対し、当該電源開発等の施行を委託することができることとしたのであります。第三点は、電源開発株式会社が発行する社債について、政府がこれを保証することができることとしたのであります。

本法案は、三月二十二日本委員会に付託され、翌二十三日政府委員より提案理由の説明を聴取し、自來九日間 にわたり慎重審議を重ねたのであります。

さらに、これが遺漏なきを期するため、本改正案の第六条に規定せられて

いる下流増加利益負担に関し、特に、四月十一日及び十八日の両日にわたる、参考人として東大教授我妻榮君及び同講師金沢良雄君等を招致し、下流増加負担の法理的根拠につきその見解を聞き、これに対し多賀谷眞穂君及び佐々木良作君等より真摯活発な質疑の応酬が展開せられたわけであり、当日の論議の詳細は速記録に譲ります。

引き続き、四月二十七日討論に移り、日本社会党を代表して多賀谷眞穂君より、本法律案に賛成の意見を開陳せられました。次いで、採決に付しました結果、本法律案は全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと議決した次第であります。

続いて、自由民主党並びに日本社会党を代表して鹿野彦吉君より本法律案に対する附帯決議案が議決され、これまた全会一致をもつて可決されたのであります。その内容については会議録を御参照願います。

以上をもつて報告を終わります。(拍手)
○議長(益谷秀次君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○長谷川四郎君 日程第四は延期されんことを望みます。

○議長(益谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、日程第四は延期するに決しました。

日程第五 郵便振替貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(益谷秀次君) 日程第五、郵便振替貯金法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。通信委員長森本靖君。

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案

郵便振替貯金法(昭和二十三年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五節 特殊受払」を「第五節 払出の簡易取扱」に改める。

第十八条第一項第三号中「電信現金払」を「第五節 払出の簡易取扱」に改める。通常現金払の料金と電信に関する料金を基準として省令で定める金額との合計額を

昭和三十一年五月二日 衆議院會議録第四十四号 郵便振替貯金法の一部を改正する法律案

「電償現金払
通常現金払の料金と電信に関する料金を基準として省令で定
める金額との合計額
簡易払
第五十条の三の規定による払出の金額の総額の千分の二に相
当する金額に支払通知書一枚ごとに十五円を加算した金額」
に改める。

第三十四条の見出し中「証書」を
「証書等に改め、同条第一項中「第三
十八条第一項、第二項、第五十五条及
び第五十六条第二項の払出証書並び
に」を「第三十八条第一項若しくは第
二項、第五十五条又は第五十六条第
二項の払出証書、第五十条の三の支
払通知書及び」に、「又は為替金」を
「若しくは為替金又は当該支払通知
書による払出金」に改め、同条第二
項中「その証書」の下に「又は支払通
知書」を加える。

第三章中第五節を第六節とし、第
四節の次に次の一節を加える。
第五節 払出の簡易取扱
第五十条の二(簡易払) 定期に多数
の払出の請求をする加入者で省令
の定める基準に適合するものは、
郵政大臣の承認を受けて、この節
の定めるところにより、簡易な払
出(以下簡易払という)の取扱を
受けることができる。

第五十条の三(払出) 簡易払におい
ては、加入者の請求に因り、省令
の定めるところにより、口座所管
庁において当該加入者の指定する
受取人に対する支払通知書を発行
し、郵便局において当該支払通知

書と引き換えにこれに表示された
金額の現金を当該受取人に払い渡
し、口座所管庁においてその払い
渡した金額を当該加入者の口座の
貯金から払い出す。
第五十条の四(支払通知書の金額の
制限) 支払通知書の金額は、一
枚につき、三万円以下とする。
第五十条の五(払出金の払渡等) 郵
政省は、支払通知書に記載された
払渡の期間の経過後は、当該支払
通知書に係る払出金の払渡をしな
い。但し、不可抗力に因つて払い
渡すことができなかった場合その
他省令で定める特別な事由がある
場合は、この限りでない。
前項の払渡の期間は、加入者の指
定する日から一箇月とする。

支払通知書が汚染され、又はき損
されたため、その記載事項のうち省
令で定める事項がわからなくなつた
ときも、第一項本文と同様とする。
支払通知書は、再交付しない。
第一項又は第三項の規定により支
払通知書に係る払出金が払い渡され
ないこととなつた場合においては、
当該支払通知書の発行は、初からな
かつたものとみなす。

第五十条の六(現在高計算上の特
例) 簡易払の取扱を受ける口座
につき第五十条の三の規定による
支払通知書の発行があつた場合に
おける当該口座についての第二十
九条、第三十三条第二項、第三十
四条第二項及び第五十六条第一項
第一号の規定の適用については、
当該発行の日から省令で定める期
間内に限り、当該発行に係るすべ
ての支払通知書に表示された金額
の合計額から当該支払通知書によ
る当該口座の貯金から既に払い出
された払出金額の合計額を控除し
た金額は、当該口座の現在の計
算上、当該口座の貯金から既に払
い出されたものとする。

第五十条の七(準用規定) 簡易払の
払出金については、第三十八条第
四項及び第四十五条の規定を準用
する。この場合において、第三十
八条第四項中「前三項」とあるの
は、「第五十条の三」と読み替える
ものとする。

附則
1 この法律は、昭和三十一年七月
一日から施行する。
2 郵便貯金法(昭和二十二年法律
第百四十四号)の一部を次のよう
に改正する。
第三十四条の見出し中「小切手」
を「小切手等」に改め、同条第一項
中「持参人払の小切手」を「小切手、

郵便為替証書並びに郵便振替貯金
の払出証書及び支払通知書」に、
「小切手金額を」と表示する金額に
改め、同条第二項中「決済された
後」の下に「又は当該郵便為替証
書、払出証書若しくは支払通知書
による為替金、払出金若しくは貯
金残額が払い渡された後」を加え、
「その小切手」の下に「郵便為替
証書、払出証書又は支払通知書」
を加える。

第三十五条の見出し中「決済不
能」を「決済不能等」に改め、同条
中「決済することができないとき」
の下に、「又は通常郵便貯金に預
入した郵便為替証書若しくは郵便
振替貯金の払出証書若しくは支払
通知書による為替金、払出金若し
くは貯金残額が払渡の停止その他
の事由に因り払い渡すことができ
ないものであつたとき」を加え
る。

「報告書は會議録追録に掲載」
「森本靖君登壇」
○森本靖君 ただいま議題となりまし
た郵便振替貯金法の一部を改正する法
律案に関し、通信委員会における審議
の経過並びに結果の概略を御報告申し
上げます。

この法律案は内閣提出にかかるもの
でありまして、その目的は、郵便振替

貯金に新たに簡易払いの制度を設け、
定期に大量の払い出しを請求する加入
者並びに受取人の利便と、事業利用の
増進をはかるうとするものでありま
して、内容におきましては、払い出し
書類作成の簡易化、料金の低廉化とと
もに、支払い通知書をもって振替貯金、
郵便貯金へ預入できること、支払い通
知書に金額制限を設けること等の方法
を定めまして、加入者の負担並びに手
数の軽減、取扱機構の事務能率の向
上及び事故防止に役立たしめようとす
るものであります。

委員会におきましては、去る三月十
六日本案の付託を受け、同二十八日政
府より提案理由の説明を聴取いたしま
した上、本案の支払い通知書一枚の金
額が三万円以下と定められている点に
ついて政府に対し質疑を行い、四月二
十四日質疑を打ち切り、同二十八日討
論を省略して採決の結果、全会一致を
もつて原案の通り可決した次第であり
ます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(金谷秀次君) 採決いたしま
す。本案は委員長報告の通り決するに
御異議ありませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり」
○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認
めます。よつて、本案は委員長報告の
通り可決いたしました。

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認
めます。よつて、本案は委員長報告の
通り可決いたしました。

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認
めます。よつて、本案は委員長報告の
通り可決いたしました。

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認
めます。よつて、本案は委員長報告の
通り可決いたしました。

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認
めます。よつて、本案は委員長報告の
通り可決いたしました。

日程第六 身体障害者福祉法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
 日程第七 性病予防法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
 日程第八 母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(益谷秀次君) 日程第六、身体障害者福祉法等の一部を改正する法律案、日程第七、性病予防法等の一部を改正する法律案、日程第八、母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。社会労働委員長佐々木秀世君。

身体障害者福祉法等の一部を改正する法律案

身体障害者福祉法等の一部を改正する法律

(身体障害者福祉法の一部改正)

第一条 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第十九条の二第二項中「病院又は診療所」を「病院若しくは診療所又は薬局」に改める。

(生活保護法の一部改正)

第二条 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四十九条中「病院又は診療所」を「病院若しくは診療所又は薬局」

に、「病院若しくは診療所」を病院、診療所若しくは薬局に、「医師、歯科医師若しくは薬剤師」を「医師若しくは歯科医師」に改める。
 (結核予防法の一部改正)
 第三条 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項及び第三十六条第一項中「病院又は診療所」を「病院若しくは診療所又は薬局」に改める。

(未婚遺者留守家族等援護法の一部改正)
 第四条 未婚遺者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「厚生大臣の指定する医療機関」を「厚生大臣の指定する病院若しくは診療所又は薬局」に改める。

(国民健康保険法の一部改正)
 第五条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第八条ノ十九第二項中「医師又は歯科医師」を「医師、歯科医師又は薬剤師」に改める。

第五十六条第一項中「医師若ハ歯科医師」を「医師、歯科医師若ハ薬剤師」に改める。

附則
 1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律による改正前の生活保護法第四十九条の規定により都道府県知事が指定した薬剤師がこの法律の施行の際現に調剤に従事している薬局は、この法律による改正後の同法同条の規定により都道府県知事が指定した薬局とみなす。

(報告書は会議録追録に掲載)
 性病予防法等の一部を改正する法律案

性病予防法等の一部を改正する法律

(性病予防法の一部改正)
 第一条 性病予防法(昭和二十三年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条中「二分の一」の下に「(保健所にあわせて設置された診療所に要する費用については、三分の一)を加える。

(補助金等の臨時特例等に関する法律の一部改正)
 第二条 補助金等の臨時特例等に関する法律(昭和二十九年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。

第九条を次のように改める。

附則
 1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

(経過規定)
 2 昭和二十九年度分及び昭和三十一年度分の子算に係る負担金については、なお従前の例による。

性病予防法等の一部を改正する法律案に対する修正
 性病予防法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
 附則第一項中「昭和三十一年四月一日から施行」を「公布の日から施行し、昭和三十一年四月一日から適用」に改める。

(報告書は会議録追録に掲載)
 母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律

母子福祉資金の貸付等に関する法律(昭和二十七年法律第三百五十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第六号及び第七号」を「第七号及び第八号」に改め、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 住宅を補修するのに必要な資金(以下「住宅補修資金」といふ)。

第四条中第七号を第八号とし、第六号中「七百円」を「千円」に改め、同

号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 住宅補修資金の貸付は、一回につき三万円以内
 第五条第一項中「二年以内」の下に「住宅補修資金については五年以内」を加える。
 第十条の次に次の二条を加える。

(償還金の支払猶予)
 第十条の二 都道府県は、貸付金の貸付を受けた者が災害を受け、又は疾病にかかり、若しくは負傷したため、支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になつたと認められるときは、第五条第一項の規定にかかわらず、当該償還金の支払を猶予することができる。ただし、当該貸付金の貸付を受けた者と連帯して償還の債務を負担する借主がある場合において、その借主が支払期日に当該償還金を支払うことができることを認められるときは、この限りでない。

2 前項の規定により償還金の支払が猶予されたときは、貸付金の利率の計算については、その償還金の支払によつて償還されるべきであつた貸付金は、猶予前の支払期日に償還されたものとみなす。

(償還の免除)
 第十条の三 都道府県は、貸付金の貸付を受けた者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障

害を被つたときは、当該償還金の支払を免除する。ただし、当該償還金の支払を猶予するときは、当該償還金の支払を猶予するものとみなす。

六八二

昭和三十一年五月二日 衆議院會議録第四十四号 身体障害者福祉法等の一部を改正する法律案外二案

害を受けたため、貸付金を償還することができなくなつたと認められるときは、都道府県児童福祉審議会の意見を聞き、かつ、議会の議決を経て、当該貸付金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、保証人又は当該貸付金の貸付を受けた者と連帯して償還の債務を負担した、若しくは負担する借主がある場合におけるその借主が、償還することができると認められるときは、その償還することができると認められる額については、この限りでない。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

〔佐々木秀世君登壇〕

○佐々木秀世君 たいま議題となりました身体障害者福祉法等の一部を改正する法律案、性病予防法等の一部を改正する法律案並びに母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

まず、身体障害者福祉法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

その要旨は、現在、身体障害者福祉法、生活保護法、未婚者留守家族等援護法及び結核予防法に基く医療に関する給付の担当機関は病院及び診療所に限定されておりますが、本年四月一日より医薬分業の実施に伴い、薬局において薬剤を交付する場合は考えられますので、今回、これらの法律の医療に関する機関として、厚生大臣または都道府県知事が薬局を指定できることとする。並びに、これと関連して、国民健康保険法の規定による国民健康保険運営協議会の委員を薬剤師を代表する者からも委嘱できるように、国民健康保険法の規定を改正いたそうとするものであります。

本法案は、去る三月十二日本委員会に付託せられ、四月十九日厚生大臣より提案理由の説明を聴取した後、質疑が行われたのであります。同二十八日質疑を終了し、討論に入りましたところ、自由民主党を代表して植村武一委員、日本社会党を代表して山口シヅエ委員より、それぞれ賛成の意見が述べられ、討論を終了したのであります。次いで採決に入りましたところ、本法案は全会一致をもって可決すべきものと議決いたしました次第でございます。

次に、性病予防法等の一部を改正する法律案について申し上げます。性病予防法は第二回国会において制定されたのでありますが、昭和二十九年第十九回国会において制定せられた補助金等の臨時特例等に関する法律によつて、同年度以降、性病診療所費に対する国庫負担率は二分の一から四分の一に低減されて参つたのであります。今回、性病予防行政の円滑なる運営をはかるため、この特例措置を廃止しようとするのが、政府の本法案提出の理由であります。

本改正案の要旨は、第一に、性病診療所費の国庫負担率を四分の一から二分の一に引き戻したことであり、第二は、保健所に併設された性病診療所の国庫負担率については、保健所の経常費に對すると同じく、三分の一としたことであります。

次いで採決に入りましたところ、修正案並びに修正部分を除く他の原案は全会一致可決すべきものと議決いたしました次第であります。

続いて、母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

昭和二十八年四月本法施行以来、現在までに総額約二十七億円が母子家庭や父母のない児童に對して貸し付けられ、わが国の母子福祉対策に多大の寄与をしておるのであります。今回さらにその福祉増進の強化をはかるため所要の改正を行おうとするのが、政府の本法案提案の理由であります。

附帯決議

母子福祉資金の貸付等に関する法律運営の実績に徴するに、地方財政窮乏の結果、現行の負担割合をもつては、所期の目的を達する上において未だ遺憾の点が少なくない。よつて、次期予算の編成に當つては、国庫負担の割合を三分の二程度に引き上げべきである。

なお、公務員等について将来定年制が実施せられるような場合、有子未亡人に対しては特段の考慮を払ふべきことを強く要望する。

以上であります。次いで日本社会党を代表して岡委員より、政府原案並びに修正案に賛成の意見の開陳があつて討論を終了したのであります。続いて採決に入り、まず山口シツエ君外十一名提出による修正案は賛成者少数で否決され、次いで政府原案に対する採決を行いましたところ、全会一致をもって可決され、さらに附帯決議の採決を行いましたところ、これまた全会一致可決すべきものと議決いたしました次第でございます。

以上、御報告いたします。

○議長(益谷秀次君) 三案を一括して採決いたします。日程第六及び第八の委員長の報告は可決、日程第七の委員長の報告は修正であります。三案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、三案は委員長報告の通り決しました。

罹災都市借地借家臨時処理法の一部を改正する法律案(法務委員長提出)

○長谷川四郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、法務委員長提出、罹災都市借地借家臨時処理法の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略してこの際これを上

程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(益谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられませんでした。

罹災都市借地借家臨時処理法の一部を改正する法律案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。法務委員長高橋禎一君。

罹災都市借地借家臨時処理法の一部を改正する法律案

罹災都市借地借家臨時処理法の一部を改正する法律

罹災都市借地借家臨時処理法(昭和二十一年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

第二十五条の二中「別に法律で」を「政令で」に、「第二十五条の二の法律施行の日」を「第二十五条の二の政令施行の日」に、「第二十五条の二の法律施行の際」を「第二十五条の二の政令施行の際」に改める。
第二十七条第二項中「法律で」を「政令で」に改める。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二及び第二十二

七条第二項の規定に基く法律で定められた災害及び地区に關しては、なお従前の例による。

〔高橋禎一君登壇〕

○高橋禎一君 たいま議題となりました罹災都市借地借家臨時処理法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

御承知のように、昭和二十一年罹災都市借地借家臨時処理法が制定され、戦災地における借地借家人保護の措置がとられることになり、翌二十二年火災、風水害等の災害にもその適用を見ることになり、自來、宮崎県延岡市の風水害を初め、福井市の震災、最近新潟市の火災等に至るまで、本法の適用を發動すること十九回に及んでおるのであります。ところで、同法によりますれば、火災、風水害のあることに、その都度、その地区及び災害を法律をもって一々指定する建前になっておりますため、過去の事例におきまして、たとえは新潟市の場合について見ましても、災害が国会閉会中であつたため、時間的に手おくれになり、本法の目的達成の措置として不十分であつたやうな事例もあるのであります。当委員会におきましては、これらの經驗にかんがみ、この際地区及び災害の指定を政令に委任しようとするものであります。すなわち、災害発生地の借地借家關係の処理は、罹災住民の応急救

助と同様に、きわめて急速を要する問題でありますので、罹災都市借地借家臨時処理法の災害及び地区の指定は、現実には災害の調査に當る政府が、すみやかに政令をもって定めることが同法の趣旨に合致し、借地借家關係の迅速適切な調整をはかるために最も適當な方法であると考えるのであります。法案の内容は、お手元に配付してありますように、ある部分について法律とあるのを政令と改めるだけで、きわめて簡單でありますから、省略いたします。

なお、委員会におきましては、委員より、政府は地区及び災害の指定について適正を期さねばならぬこと、及び最近の大火災の頻発にかんがみ、その原因の除去並びに防火対策について万全を期すべきであるとの発言がありましたことを特に申し上げまして、他は會議録に譲ります。

本法案は、五月二日全会一致をもって委員会の成案を得た次第であります。何とぞ諸君の御賛成あらんことを希望いたします。(拍手)

○議長(益谷秀次君) 採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。

○議長(益谷秀次君) 本日はこれにて散会いたします。午後二時四十二分散会

出席國務大臣

- 内閣総理大臣 鳩山 一郎君
- 法務大臣 牧野 良三君
- 通商産業大臣 石橋 湛山君
- 運輸大臣 吉野 信次君
- 郵政大臣 村上 勇君
- 國務大臣 船田 中君
- 出席政府委員

- 内閣官房長官 根本龍太郎君
- 厚生政務次官 山下 春江君

朗読を省略した報告

一、昨日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

- 議院運営委員 石野 久男君
- 一、昨日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
- 議院運営委員 小山 亮君

一、昨日議員から次の議案を撤回する旨の申出があつた。

- 鳩山内閣信任決議案(岸信介君外十七名提出)
- 一萬田國務大臣不信任決議案(淺沼稻次郎君外四名提出)

提出

- 船田國務大臣不信任決議案(淺沼稻次郎君外四名提出)
- 正力國務大臣不信任決議案(淺沼稻次郎君外四名提出)

大蔵国務大臣不信任決議案(淺沼稻次郎君外四名提出)
 山本内閣委員長解任決議案(淺沼稻次郎君外四名提出)
 佐々木社会労働委員長解任決議案(淺沼稻次郎君外四名提出)
 前尾外務委員長解任決議案(淺沼稻次郎君外四名提出)
 村松農林水産委員長解任決議案(淺沼稻次郎君外四名提出)
 高橋法務委員長解任決議案(淺沼稻次郎君外四名提出)
 三浦予算委員長解任決議案(淺沼稻次郎君外四名提出)
 神田商工委員長解任決議案(淺沼稻次郎君外四名提出)
 松山運輸委員長解任決議案(淺沼稻次郎君外四名提出)
 徳安建設委員長解任決議案(淺沼稻次郎君外四名提出)
 文教委員長佐藤觀次郎君解任決議案(岸信介君外十七名提出)
 地方行政委員長大矢省三君解任決議案(岸信介君外十七名提出)
 大蔵委員長松原喜之次君解任決議案(岸信介君外十七名提出)
 通信委員長松前重義君解任決議案(岸信介君外十七名提出)
 決算委員長上林與市郎君解任決議案(岸信介君外十七名提出)

一、今二日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
 羅災都市借地借家臨時処理法の一部を改正する法律案(法務委員長提出)

出)

一、今二日委員長から提出した議案は次の通りである。

明治三十五年第三種郵便物認可
 三月三十一日

定價 一部 十五円
 發行所 東京府新宿区市谷本村町一五
 大蔵省印刷局
 電話九段四三二五、三三三三